石巻山多米県立自然公園の公園計画の変更案に関する 意見の募集・実施結果について

石巻山多米県立自然公園の公園計画の見直しを行うにあたり、当該変更案を 公表し、平成27年10月28日から11月27日までの31日間、県民からの意見 を募集しました。

その結果は、以下のとおりでありました。

1 変更案の周知方法

- 愛知県環境部ホームページに掲載
- 愛知県広報に掲載
- 以下の機関にて資料の閲覧及び資料配付
 - 愛知県環境部自然環境課
 - ・ 各県民相談・情報センター
 - 関係市(豊橋市)の自然公園担当課

2 意見募集の結果

意見提出の方法	提出意見数
ファクシミリ	0
Eメール	1
合計	1

3 意見及び対応

別紙のとおり

石巻山多米県立自然公園の公園計画の変更について 実施したパブリックコメントへの対応

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

平成27年10月28日(水)から平成27年11月27日(金)まで

(2) 実施結果

1名 (電子メール1名) ア 意見提出者数

(個人1名 団体0名) 3件 (個人3件 団体0件) (県内3件 県外0件) イ 延べ意見件数

2 パブリックコメントによる意見及びその対応(案)

意見	対応(案)
今回は、新聞を見て公園計画の変更について知ることが出来きましたが、次回から公園計画の変更を行う際には、自然公園に指定されている土地の地権者に対して、直接要望等がないか聞いて頂きたい。	広域な範囲となる自然公園の公園区域や公園計画の変更にあたっては、パブリックコメント制度を活用し皆様から御意見をお聞きしております。
「自然公園」は、そこに残る自然、動植物、埋蔵文化財を守る意味で指定されている意味を利用者の方に周知徹底して頂きたい。「公園」と言う名称により、いつでも誰でも立ち入ることの出来る造営物公園(都市公園)と混同して、地権者の意向を無視して自然歩道から外れた山林に立ち入って、動植物や埋蔵品を採取される方や、入山時間を守って頂けない一部の利用者の方がおられ困っています。	自然公園制度は、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養、教化とともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。 自然公園を利用するにあたっての注意事項については、地元市町村と連携・協力し、周知を図ってまいります。
豊橋自然歩道沿いの山林以外の普門寺境内地を自然公園から外して頂きたい。	普門寺境内地は周囲の自然環境と一体をな している優れた自然の風景地であり、引き続 き自然公園として位置付けていきたいと考え ております。